

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附則第8項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、「改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下」の次に「この項において」を、「及び附則第7項から第9項まで」の次に「の規定」を加え、「。以下この項及び附則第4項において「条例第49号」という。）附則第3項から第5項まで」を「）附則第3項から第5項までの規定」に改め、「。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。」を削り、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「、新条例」を「、沖縄県職員の退職手当に関する条例」に、「附則第7項から第9項まで、附則第6項、附則第7

項、条例第49号」を「附則第6項から第8項までの規定、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）」に、「並びに条例第41号附則第4項の規定」を「の規定、沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）附則第4項の規定並びに附則第4項及び第5項の規定」に改め、「（以下「新条例等退職手当額」という。）」を削る。

附則第3項中「職員のうち新条例」を「職員のうち沖縄県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

附則第6項中「新条例」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「新条例」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第5項とし、附則第8項から第13項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年3月1日から同月31日までの間における第1条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）附則第6項（新退職手当条例附則第8項及び第3条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第7項の規定の適用については、新退職手当条例附則第6項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」とする。
- 3 平成30年3月1日から同月31日までの間における第2条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」とする。
- 4 平成30年3月1日から同月31日までの間における第4条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.35」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の85.35」とする。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことを踏まえ、国家公務員と県職員との均衡を図るため、退職手当の支給水準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。